

徳島県「観光周遊ルート旅行商品造成支援事業」 企画提案募集要項

徳島県（以下、「県」という。）は、標記業務の契約先の選定にあたり、次のとおり、企画提案を募集する。

1 業務概要

- (1) 委託業務名
徳島県「観光周遊ルート旅行商品造成支援事業」
- (2) 委託契約期間
契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで
- (3) 業務内容
別添「徳島県「観光周遊ルート旅行商品造成支援事業」委託業務仕様書（案）（以下、「委託仕様書」という。）」のとおり。

2 企画提案の参加資格

- (1) 旅行業法の登録をはじめ、本業務を実施するために必要な法令等による資格を有するなど、業務を実施できる能力があること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (3) 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者、または、納税義務がない者であること。
- (4) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 法人及びその代表者が次の事項に該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
 - ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ⑥ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

- ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑦ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる者
- (6) 共同企業体（以下「JV」という。）で企画提案する場合には、(1)については、代表企業または代表企業以外の構成企業が、また、(2)から(5)については、代表企業及び代表企業以外の全ての構成企業が満たす者であること。

3 企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 提出書類及び部数

次の書類を提出すること。

- | | | |
|----------------------------------|----|------------|
| ① 参加申込書（様式第1号） | 1部 | |
| ② 企画提案書（様式第2号） | 6部 | |
| ③ 見積書（任意様式） | 6部 | |
| ④ 組織概要及び事業実績（任意様式。既存のパンフレット等でも可） | 6部 | |
| ⑤ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） | 1部 | |
| ⑥ 県税及び国税に未納がない旨の証明書 | 1部 | |
| ⑦ 共同事業体結成届（様式第3号） | 1部 | ※JV参加の場合のみ |

(2) 企画提案にかかる見積額

7,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 提出期限

○参加申込書の提出

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、令和5年9月15日（金）午後5時【必着】までに、「参加申込書（様式第1号）」を提出すること。

○企画提案書等の提出

令和5年9月22日（金）午後5時【必着】までに、3（1）②～⑦に記載する書類等を提出すること。なお、郵送により提出する場合も同様とする。

また、参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を持参又は郵送により、同日時までに提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により、「8 連絡先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(5) 提出に関する留意点

- ① 参加者は、企画提案書の提出をもって本要項及び仕様書の記載内容に同意したものとす。
- ② 企画提案書は1者につき1提案とする。
- ③ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。
- ④ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑤ 提出された企画提案書は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- ⑥ 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

- ⑦ 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。
- ⑧ 提出書類が次のいずれかに該当する場合は、原則として、当該書類を無効とする。
 - ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - イ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- ⑨ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ⑩ この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

4 質問の受付

(1) 質問受付期間

令和5年9月8日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

ファクシミリ又は電子メールにより、「9 連絡先」あてに質問票（様式第4号）を提出すること。なお、電話により着信を確認すること。

(3) 回答方法

参加申込者に対し、ファクシミリ又は電子メールにより回答を送付する。

5 委託候補者の選定

(1) 選定方法

徳島県が別に設置する選定委員会において、提出された企画提案書等について審査を行うこととし、下記の「評価基準」に基づき総合的に評価し、最優秀委託候補者を選定する。

なお、参加者が1者だった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断することとする。

また、審査結果によっては、いずれの参加者も委託候補者に選定しないことがある。

(2) 評価基準

提案内容	企画・技術力	業務の流れや構成等について、十分な知識・知見のもと、具体的な企画提案となっているか。
	目的・効果	業務の目的、趣旨を十分に踏まえ、事業目的を達成できる効果的な企画提案であるか。
業務遂行能力	実施体制	業務を円滑に遂行できる実施体制及び必要な連携体制が確保されているか。
	スケジュール	業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。
	実績	提案内容を裏付ける類似実績等があるか。
予算の妥当性	予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、提案内容と整合が図られているか	

(3) 選定結果等

- ① 全ての参加者に通知する。ただし、選定の経緯については公表しない。
- ② 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。
- ③ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない。
- ④ 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

6 選定のスケジュール

令和5年9月	1日(金)	募集及び質問受付開始
	9月8日(金)	質問の受付締切
	9月12日(火)	質問への回答
	9月15日(金)	参加申込締切
	9月22日(金)	企画提案書の提出締切(辞退の場合は辞退届)
	9月25日(水)	契約締結・業務開始

7 契約の方法

- (1) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と受託候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を受託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

8 問合せ先及び各種書類の連絡先

徳島県商工労働観光部 観光政策課 観光プロモーション担当
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2338 ファクシミリ 088-621-2851
E-mail kankouseisakuka@pref.tokushima.jp